健康・福祉

有料道路の割引

問・申福祉課 障がい福祉係
☎773・6667
F773・6723

障がい者手帳に車のナンバーを登録することで、有料道路の料金を通常の半額に割り引きます。車は1台のみ登録できます。

※車の所有者など、制限があります

対身体障がい者手帳か療育手帳Aの交付を受けている人

申請に必要なもの

必ず必要なもの

・交付を受けている手帳

・車検証（所有者の氏名が個人名義のものに限る）

・運転免許証（障がい者本人が運転する場合）

ETCを利用する場合に必要なもの

・ETCカード（障がい者本人名義のもの）

・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）

他手帳の等級によって、本人の運転以外に、家族の運転が認められる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

意思疎通支援者派遣事業

問・申福祉課 障がい福祉係
☎773・6667
F773・6723

市では、聴覚障がいなどがあり、手話などによる意思疎通を希望する人に、意思疎通支援者の派遣事業を実施しています。

意思疎通支援者とは

手話通訳士・手話通訳者・手話奉仕員などで市の登録を受けた人

対聴覚障がい者などで市内に住所を有する人か、営利を目的としない団体

派遣対象

市役所での各種手続きや地域活動に参加する場合など

派遣対象外

・営利目的

・政治団体や宗教団体の活動

・その他派遣することが適当でないと市長が認めた場合

他意思疎通支援者との日程調整後に派遣が決定します。希望に添えない場合もあります。

✉syougai@city.minamiuonuma.lg.jp

NHK放送受信料の減免

問・申福祉課 障がい福祉係
☎773・6667
F773・6723

次に該当する場合、申請手続きをすると、受信料が免除されます。

全額免除

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所有者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

半額免除

・視覚障がい者手帳、聴覚障がい者手帳の所有者が世帯主で受信契約者の場合

・身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳の所有者が世帯主で受信契約者の場合

申請に必要なもの

交付を受けている手帳、印鑑、NHKのお客様番号のわかるもの

受付窓口 福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

熱中症を防ごう

問保健課
☎773・6811

急に暑くなる初夏は、体が慣れていないため、熱中症に注意が必要です。マスクを着用する機会が多く、熱中症のリスクが高まるといわれています。

熱中症は、気温や湿度が高い環境下にいることで体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温調節ができなくなり発症します。めまい、頭痛やだるさなどの症状のほか、けいれんや意識の異常などがおこることもあります。

運動などをしていなくても、体からは1日約2・5リットルの水分が失われます。

室内でも熱中症になることがあり、高齢者や乳幼児、病気にかかっている人は注意が必要です。体調不良のときも注意しましょう。

予防のポイント

・エアコンや扇風機、すだれなどを上手に使う

・こまめに水分と適度な塩分をとる

・屋外では気温に注意し、体を締め付けない涼しい服装で、帽子や日傘を利用する

・作業中や外出時は適度に休憩を取り無理をしない

・日ごろからバランスの取れた食事を1日3回とる。特に朝食は抜かない

・早めの就寝を心がけ、寝不足にならないようにする

・暑い時期になる前に適度に運動し、体力をつけておく

・屋外で、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合はマスクをはずす

熱中症が疑われたら

・涼しく安全な場所に移動させ、衣服を緩めて寝かせる

・エアコンや扇風機などで風を当て、体を冷やす

・脇の下、太ももの付け根などを冷やし、可能であれば水分を少しずつ取らせる

・意識がはっきりしない、自力で水分を飲めない場合は、すぐに救急車を呼ぶ